

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		2022年 4月 1日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府門真市大字門真1006番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) パナソニックホールディングス株式会社 代表取締役社長 楠見 雄規 電話 06-6908-1121					
主たる業種	電子部品製造業	細分類番号	2 9 1 4				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	パナソニックグループの環境基本方針、および環境ビジョン2050に基づき、「より良い暮らし」と「サステイナブルな社会」の両立のためクリーンなエネルギー社会の構築に貢献すべく、すべての事業領域および事業場において、商品、生産活動、物流、オフィスでのCO2削減に取り組む。						
計画を推進するための体制	カンパニー、事業場に省エネを推進する委員会を設け、エネルギー使用状況、活動進捗、及び全社環境経営推進での情報共有を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,831.1 トン	1,833.1 トン	1,824.0 トン	1,814.8 トン	-0.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,831.1 トン	1,833.1 トン	1,824.0 トン	1,814.8 トン	-0.4 パーセント	
目標の根拠	毎年1%削減を目安とし、機器更新等を計画実施。熱源機器ターボ冷凍機整備。ボイラー圧力調整及び空調冷水温度の適正化。稼働実験室空調設定調整。照明のLED化推進による電力削減、等。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (建物延床面積:千m ²)	6.78	6.79	6.76	6.72	-0.35 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標と同様。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	82.0 パーセント	82.0 パーセント	82.0 パーセント	82.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	機器の適正管理。稼働状況に合わせた熱源制御機器の圧力・温度設定の適正化。					
	(3)年度	機器の適正管理。LED照明更新の推進。					
	(4)年度	機器の適正管理。熱源機器更新等、高効率機器導入検討。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	e-workの推進					
	上記の措置を採用する理由	通勤回数を減らすことで自動車等の利用機会そのものを減らす					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン		トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン		トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン		トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン		トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	パナソニックエコリレー活動(エコキャップ運動、エコバック利用促進)						
特記事項	代表取締役社長の変更 津賀 一宏 → 楠見 雄規						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。